

# 旅行業・旅行業者代理業 登録事項の変更について

- 来庁の際は、必ず電話予約して下さい。
- 提出書類は、次頁の申請書類一覧をよくご確認下さい。

※届出内容の確認のために必要な範囲で、申請書類一覧に記載されていない書類の提出をお願いする場合があります。

## 【担 当】

大阪府 府民文化部 都市魅力創造局 企画・観光課 観光振興グループ  
〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 (大阪府咲洲庁舎 37 階)

TEL : 06-6210-9313 FAX : 06-6210-9316

申請受付時間 9:30~17:00 (土・日・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

別表 2

旅行業（第2種・第3種・地域限定）・旅行業者代理業 登録事項変更届出書類一覧

－変更があった日から30日以内に届出が必要－

届出が必要な変更事項	提出書類				その他の提出書類
	(旅行業法施行規則 第四号様式) 登録事項 変更届出書	(旅行業法施行規則 第五号様式) 変更届出添付書類			
		(1)	(2)	(3)	
1. 代表者の変更	○	○			○登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ※協同組合など代表者が登記事項証明書に記載されない場合は役員会議事録など。 ○欠格事由に該当しない旨の宣誓書
2. 名称の変更	○	○			○登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ○代理業契約書（変更事項に関する覚書）の写し（※旅行業者代理業者が届出する場合）
3. 本社所在地の変更	○	○			○法人の場合…登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ○個人の場合…住民票 但し、住民基本台帳ネットワークシステムにより個人情報の確認を受ける場合は添付不要。 ○代理業契約書（変更事項に関する覚書）の写し（※旅行業者代理業者が届出の場合）
4. 商号の変更	○	○			○代理業契約書（変更事項に関する覚書）の写し（※旅行業者代理業者が届出の場合）
5. 営業所の新設 （その他営業所の追加）	○		○		○旅行業務取扱管理者選任一覧表 ※全営業所の管理者を記入すること。 ○新たに選任した管理者の ・合格証または認定証の写し ・履歴書（写真不要。用紙は市販のもので可。） ・欠格事由に該当しない旨の宣誓書 ※出向者については出向証明書を添付。 ※氏名変更等により管理者の名前と合格証の名前が異なる場合は、戸籍抄本等同一人物であることがわかるものを添付。 ○営業所の付近図／写真（写真については下記参照） ○代理業契約書（変更事項に関する覚書）の写し（※旅行業者代理業者が届出の場合）
6. 主たる営業所の名称変更	○	○			○代理業契約書（変更事項に関する覚書）の写し（※旅行業者代理業者が届出の場合）
7. その他営業所の名称変更	○		○		○代理業契約書（変更事項に関する覚書）の写し（※旅行業者代理業者が届出の場合）
8. 主たる営業所の所在地変更	○	○			○営業所の付近図／写真（写真については下記参照） ○他都道府県から移転の場合は当該都道府県の旅行業登録簿（業者控）の写し ○代理業契約書（変更事項に関する覚書）の写し（※旅行業者代理業者が届出の場合） 注：第2種、第3種・地域限定旅行業の場合、営業保証金の保管替え等が必要になる場合がありますので留意して下さい（手続き、必要書類等については必ず事前に最寄りの法務局で確認願います）。
9. その他営業所の所在地変更	○		○		○営業所の付近図／写真（写真については下記参照） ○代理業契約書（変更事項に関する覚書）の写し（※旅行業者代理業者が届出の場合）
10. その他営業所の廃止	○		○		○代理業契約書（変更事項に関する覚書）の写し（※旅行業者代理業者が届出の場合）
第2種・第3種・地域限定の種み	11. 代理業者の新設・住所変更・名称変更・営業所新設・営業所の名称変更・営業所の所在地変更・営業所の廃止	○		○	○代理業契約書（変更の場合は変更事項に関する覚書）の写し
	12. 代理業者の廃止	○		○	○代理業契約を解除することを証する書類 ○残務処理方法を記した書類
代理業のみ	13. 所属旅行業者の名称変更	○	○		
	14. 所属旅行業者の本社所在地変更	○	○		※所属旅行業者の本社の所在地が変更となった場合に届出が必要です。

《提出が必要な営業所の写真について》

①建物外観、②ビル、マンション等に入居している場合は建物入口等にある社名が記載されたプレート、若しくは郵便受け、③営業所入口、④営業所内全景、⑤営業所内に登録票、料金表、約款が掲示されていることが確認できる写真、⑥登録票の記載内容が確認できる写真（文字が読めるもの）

※写真はカラーとし、パソコンプリンタでプリントアウトされたものでも可。

【注】旅行業務取扱管理者は登録事項でないため、管理者変更の届出は必要ありません。